

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福元 晶三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)	
地域名 (地域内農業集落名)	船元地区 (船元)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 4日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

船元地内の農地は、用途地域として「準工業」に指定されており国道29号沿線は転用が進み工業・商業地等として利用が進んでいるが、中国道と国道との間については未整備農地が点在し所有者による農地利用・管理が行われている。しかしながら現状後継者が決定していない中で継続利用意向であるため担い手・後継者の確保が課題となっている。

【意向結果】年齢層は70才以上47% 50才から69才が53%で利用意向現状維持が67%を占めているが縮小意向は50～69才が半数を占める状況

(2) 地域における農業の将来の在り方

現農業者は利用を継続するが、年齢・農機により継続が出来ない場合は住居等への農地転用・売却を検討している状況もあり将来的に農業継続が難しい状況と考えられている農家が多く、現状を踏まえ今後も地域で検討が必要との結果となった。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

用途地域あり所有者の意向により転用も可能なため現状区域設定は難しいので、所有者個々の意見を最優先にする方向が望ましいため今後地域で検討する

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後検討
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後検討
(3)基盤整備事業への取組方針
今後検討
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--